

○宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宍粟市条例第15号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請)

第2条 条例第3条の規定による指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によりしなければならない。

2 前項の規定による申請書は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 代表者の住民票抄本
- (4) 事業計画書（前年度事業報告書を含む。）
- (5) 収支計算書（前年度決算書を含む。）
- (6) その他市長又は委員会（以下「市長等」という。）が指定した書類等

(指定後の手続等)

第3条 市長等は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理及び運営に関する協定を締結するとともに、速やかに指定管理者に管理させる公の施設の名称、指定管理者の団体の名称及び指定期間を告示するものとする。

2 市長等は、前項の規定による手続を経て、速やかに指定管理者に指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更事項の届出)

第4条 第2条第2項の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに市長等に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第5条 条例第5条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理施設に係る附帯事業の概要
- (2) 指定管理施設の施設の現況（損傷等を含む。）
- (3) その他市長等が指定した書類

(指定の取消し等)

第6条 条例第7条の規定による指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書(様式第3号)又は指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第4号)によるものとする。

(事故報告)

第7条 指定管理者は、指定管理施設に関し、又は指定管理施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を市長等に報告しなければならない。

(審議会)

第8条 宍粟市指定管理者選定審議会の委員の定数は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が必要な期間を定めて委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の役員
- (2) 識見を有する者

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月27日規則第205号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年11月30日規則第44号)

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則(平成19年10月4日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月10日規則第25号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

宍粟市長
委員会 様

所在地
申請者 事業実施団体名
代表者氏名 ㊟

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

記

公の施設の名称

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

(注) 宍粟市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付すること。

様式第3号 (第6条関係)

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者氏名 様

宍粟市長
委 員 会 団

宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定により下記施設の指定管理者の指定を取り消す。

記

1 施 設 名

2 取消年月日 年 月 日

3 取 消 理 由

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宍粟市長・委員会に対して、審査請求をすることができます。

様式第4号（第6条関係）

指定管理者業務（全部・一部）停止命令書	
	第 号 年 月 日
事業実施団体名 代表者氏名 様	宍粟市長 委員会 団
下記の理由により指定管理者業務の全部（一部）の停止を命ずる。	
記	
1 施設名	
2 停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 停止の理由	
この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宍粟市長・委員会に対して、審査請求をすることができます。	

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)